

掲示期間 3.29-4.7

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第24号

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例の施行期日を定める規則

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例（平成29年新潟市条例第24号）の施行期日は、平成30年5月26日とする。